

平成27年度 第11回  
高野町農業委員会 定例会

# 議 事 録

平成28年2月17日開催  
(公開用)

高野町農業委員会

# 平成27年度 第11回 高野町農業委員会 定例会

下記のとおり、高野町農業委員会定例会を招集した。

**開催日時** 平成28年2月17日（水）

**●開会時刻** 午前10時00分開会

**●開催場所** 高野町役場 2階 大会議室

**●出席委員** 1番 井阪晴美 2番 辻本一 3番 下名迫勝實 4番 井手上治己  
5番 尾家富千代 6番 柳葵 7番 久保良作 8番 上田静可  
9番 中林敬 10番 梶谷廣美

以上10名出席

**●欠席委員**

以上0名欠席

**●事務局員** 事務局長 倉本文和  
事務局員 門谷佳彦

**●関係者**

**●議事事項** 議案第16号 農地法第4条第1項の許可に係る事業計画の承認変更について  
議案第17号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について  
議案第18号 農業委員会の適正な事務実施に向けた平成27年度の目標及びその達成状況に向けた点検・評価、並びに平成28年度の目標及びその達成状況に向けた活動計画について  
報告第10号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

**●議事内容** 次のとおり

\*\*\*\*\*午前10時00分 開会\*\*\*\*\*

事務局（門谷佳彦）

おはようございます。定刻の時刻となりましたので、平成27年度第11回高野町農業委員会定例会を開催いたします。

さて、本日の委員会でございますが、出席委員10名、全員出席いただいておりますので、規定数を超えておりますので御報告いたします。

それでは、事務局長より御挨拶をいたします。

事務局長

おはようございます。

先ほど会長とも話しおったんですが、ことしの天気が温かくなったり冷たくなったり大変な年やということで、きょうも雪のある中御出席いただきまして、ありがとうございます。

1点御報告させていただきたいのですが、ここにおられます井阪委員さんですが、長年県の農業士を務めていただきまして、このたび3月で御卒業されるということで、2月9日に和歌山市において、知事よりじきじきに感謝状をいただいております。どうもありがとうございました。どうぞ、僕が事務局をしておるときもお願いして、今までやっていただいて、まことにありがとうございます。農業委員はまだ続きますので、この辺よろしく願いしておきます。

それでは、本日、また議案3件、報告1件でございます。皆様方の慎重審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

事務局（門谷佳彦）

ありがとうございました。

続きまして、高野町農業委員会会議規則第28条に基づく議事録署名委員について、事前に議長より御指名をいただいております。本日の署名委員は、10番、梶谷委員、1番、井阪委員にお願いいたします。

続きまして、議長の選出について、高野町農業委員会会議規則第8条により、当会の会長となっておりますので、会長、よろしくお願いいたします。

議長

それでは皆さん、おはようございます。

まだほんまに寒くなったり、さっき事務局長の言うように天候不順ですけど、皆さん体に気をつけて、インフルエンザがはやっているそうですので、風邪を引かないように。きょうの審議、よろしくお願いいたします。

それでは、議題に沿って行います。

議案第16号、農地法第4条第1項の許可に係る事業計画の変更承認について、事務局より説明お願いいたします。

事務局（門谷佳彦）

議案第16号、農地法第4条第1項の許可に係る事業計画の変更承認について。

別添のとおり農地法第4条（昭和27年法律第229号）第1項の規定に基づく許可後に係る事業計画の変更承認申請があったので、本委員会の可否を求める。平成28年2月17日提出。高野町農業委員会会長、柳葵。

詳細は、次のページ以降に掲載しております。

農地の所在、高野町大字-----番ほか1筆、登記簿地目は畑、現況地目は畑、申請面積は2筆合計で1,440㎡、農振の用地区分につきましては、平成27年5月28日に除外しておりますので農振外です。今回の事業計画変更は、平成27年11月27日付で許可指令書の交付を行った場所でございます。

現地調査については、平成28年2月1日に担当委員の井阪晴美委員と実施しておりますので、後ほど御報告があります。

申請地につきましては、高野町役場富貴支所から南へ約123メートルに位置する第3種農地でございます。

申請人は、農業収入の減少にかわる収入を確保しようと太陽光発電設備を建設しようと考えたところ、本申請地は自宅に隣接しているため、適地であると考え本申請に至っておりますが、当初の計画では設置する場所に改良剤を使用し太陽光発電を設置する予定であったが、事業地が予想以上に傾斜があったことから、同事業地内の畑の切り土と盛り土を行い、傾斜の位置の整備を行う計画となっております。その他の事業内容等につきましては、変更はございません。

なお、当該行為によって高野町土砂等の埋め立て等の規制に関する条例に基づく許可が必要になっておりますが、本条例による許可につきましては、既に許可済みとなっております。

以上について、農地転用許可基準に照らし合わせ審査いたしました結果、申請に必要な書類は全て添付されており、転用の実現も確実と思われ、許可相当と判断しております。

議長

はい、ありがとうございました。

ただいま事務局より説明がありました。

担当委員の農業委員さんより説明をお願いいたします。はい、ありがとうございました。

井阪委員

1番、井阪です。

本案件について、平成28年2月1日に事務局の門谷主査とともに現地調査を行いました。

当該申請地においては、太陽光発電設備を設置する計画で、当初の計画では現況に沿って設置する予定でしたが、施工する上で予想以上の傾斜地

であったため、当該地を切り土・盛り土を行い、整地後設備を設置するものです。また、今回の変更計画も、周辺の農地に影響は少ないと考えられますので、現地において農地法第4条の許可相当と考えています。

以上で報告を終わります。1

議長

ありがとうございました。

ただいま事務局並びに担当委員のほうから説明がありましたが、何か御意見、御質問ありましたら、お願いします。

ありませんか。

各委員

(「異議なし」の声あり。)

議長

それでは、御意見がないようですので、議案第16号について、可決してよろしいですか。

各委員

(「はい」の声あり。)

議長

それでは、可決いたします。

続きまして、議案第17号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について、事務局より説明よろしく願いいたします。

事務局(門谷佳彦)

議案第17号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の意見について。

このことについて、別添の農地の方々より利用設定したい旨があり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により本会の意見を求める。平成28年2月17日提出。高野町農業委員会会長、柳葵。

次のページ以降でございます。

今回の申請は4件でございます。

まず初めに、27-13でございます。

農地の所在につきましては、花坂字-----番地で、場所につきましては次ページ以降に地図を載せておりますので、御確認いただけたらと思います。登記簿地目につきましては田、現況地目も田でございます。農振区分につきましては、農振農業地内です。面積は846平方メートル。利用権の設定につきましては、貸借権の設定でございます。利用権の設定を受ける者の住所・氏名でございます。和歌山県伊都郡-----番地、-----氏。利用権の設定をする者の住所・氏名につきましては、和歌山県伊都郡-----番地、-----氏です。利用目的につきましては、水稻でございます。期間は3カ年です。賃料につきましては、10アール当たり1年間1万円となっております。

本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定で、許可基準としまして同法第18条第3項の各要件を満たす必要があります。同法の許可基準といいますのは従前どおりでございますが、計画の内容が高野町農業経営基盤強化促進に関する基本構想に適合していること。耕作または用畜の事業に供すべき農業地の全てを効率的に利用し、耕作または用畜の事業を行うと認められること。3点目として、耕作または用畜の事業に必要な農作業に常時従事することと認められることが、許可要件となっております。今回の申請者である-----氏は、高野町の基本構想に沿って計画されていることや、自己の経営する農地を含め全ての農地を効率的に耕作しており、農作業に常時従事する日数が150日となっております。

以上のことから、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、許可相当と考えております。

続きまして、27-14でございます。同じく-----でございます。

農地の所在としまして、花坂字-----番地で、場所につきましては、この水色のところでございます。登記簿地目につきましては田、現況も田でございます。農振農用地区分につきましては、農振農用地内でございます。面積は1,054平方メートル。権利の設定は、使用貸借権の設定でございます。利用権の設定を受ける者の住所・氏名、和歌山県伊都郡-----、-----氏。利用権の設定をする者の住所・氏名につきましては、和歌山県伊都郡-----番地、-----氏です。利用目的につきましては水稻、期間については3カ年、賃料につきましては、使用貸借権のため無償でございます。

本議案につきましては、先ほどと同じように農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定でございますので、同法第18条第3項の各要件を満たす必要があります。許可基準につきましては、先ほどと同じでございます。今回、申請にある-----氏は、高野町の基本構想に沿って計画されていることや、自己の経営する農地を含む全ての農地について効率的に耕作しており、農作業に常時従事する日数が200日となっております。

以上のことから、同法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、許可相当と考えております。

続きまして、27-15でございます。今度は、筒香地区でございます。

農地の所在としましては、上筒香字-----ほか1筆で、場所につきましては、この赤色のところでございます。登記簿地目につきましては田、現況地目も田でございます。農振区分につきましては、農振農用地内で、面積は合わせて958平方メートルでございます。利用権設定は使用貸借権で、利用権の設定を受ける者の住所・氏名としまして、大阪府-----、-----氏。利用権の設定をする者の住所・氏名、和歌山県伊都郡-----番地、-----氏です。ごめんなさい。間違えました。反対ですね、今言った。利用目的については水稻、期間については3カ年、賃料につきましては、使用貸借権のため無償でございます。

本議案についても、利用集積計画の決定でございますので、同法第18条第3項の各要件を満たす必要がございます。今回の申請者であります-----氏は、高野町の基本構想に沿って計画されていることや、自己の経営する農地を含めて全てを効率的に耕作しており、農作業に常時従事する日数が200日となっております。

以上のことから、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、許可相当と考えております。

続きまして、1枚めくっていただいた後ろでございます。

27-16、富貴地区でございます。

農地の所在につきましては、東富貴字-----番-----です。登記簿地目は畑、現況地目も畑でございます。農振区分については、農振農用地内です。面積は2,413平方メートル。権利の設定については、使用貸借権の設定でございます。利用権の設定を受ける者の住所・氏名につきましては、和歌山県伊都郡高野町大字-----番地、-----氏。利用権の設定をする者の住所・氏名、和歌山県橋本市-----、-----氏。利用目的は野菜、期間につきましては3カ年、賃料は、使用貸借権のため無償でございます。

本議案につきましては、同法、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定で、許可基準を満たす必要がございます。今回の申請者である-----氏は、高野町の基本構想に沿って計画されていることや、自己の経営する農地を含め全ての農地について効率的に耕作しており、農作業に常時従事する日数が150日となっております。

以上のことから、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、4件とも許可相当と考えておりますので、御審議をよろしくお願いいたします。

議長

はい、ありがとうございます。

何か御意見か質問があったらお願いしたいですけど、ないですか。いいですか。

各委員

(「なし」の声あり)

議長

異議がないようですので、議案第17号も可決したいと思います。

続きまして、議案第18号、農業委員会の適正な事務実施に向けた平成27年度の目標及びその達成状況に向けた点検・評価、並びに平成28年度の目標及びその達成状況に向けた活動計画について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（門谷佳彦）

議案第18号、農業委員会の適正な事務実施に向けた平成27年度の目標及びその達成状況に向けた点検・評価、並びに平成28年度の目標及びその達成状況に向けた活動計画について。

農業委員会の適正な事務実施について（平成21年1月23日付け20経営第5791号、経営局長通知）に基づき、平成27年度の点検・評価結果（案）及び平成28年度の目標とその達成に向けた活動計画（案）を作成したので審議願いたい。平成28年2月17日提出。高野町農業委員会会長、柳葵。

別冊以降に、27年度の点検・評価及び28年度の活動計画等を掲載しております。

この案件につきましては、法改正以降、毎年行っているものでございます。農業委員会の判断の透明性・公平性・公正性が、内部・外部問わず求められておることから、点検・評価と計画の案を作成し、地域からの意見聴取を得て決定することとなっております。

今回は、事前に地域の皆様から御意見をするため、事務局について本案の原案を提示しております。委員の皆様には御審議をいただき、内容を高野町のホームページにおいて30日間の交付期間を定め公表し、地域の皆様から意見の聴取を行う予定をしております。意見募集終了後、再度地域の皆様の意見を反映させた後、原案を事務局で作成し、その後、委員に改めて広報等を行い、決定後は意見聴取とともにホームページに公表するとともに、来年6月末までに県を通じて農政局長に報告することとなっております。

内容につきましては、初めは27年度の点検・評価内容でございます。

最初につきましては、法令事務に関することでございます。主に内容としては、総会に関する事案と、許可に関することでございます。本年度の3条の許可申請につきましては4件、うち4件とも許可をしております。

次のページの下にあるのは、農地転用に関することでございます。本件につきましては、本年度1件の処理案件があって、1件処理をしております。

次のページにあります左下でございますが、農業生産法人でございますが、ことしから農業生産法人-----から生産法人の報告をいただいておりますのが1件でございます。

その次の隣でございますが、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定等でございますので14件でございます。

次のページでございますが、遊休農地に関する措置の評価でございます。今年度については、毎年度とおりに利用状況調査を実施していただいた結果を反映させていただいております。本年度の遊休農地の面積としましては、15.7ヘクタールでございます。割合といたしましては、10.7%となっております。

その後、下のほうには利用状況調査の実施の取り組みの内容を記載させ

ていただいております。内容につきましては、延べで調査していただいた人数であるとか、遊休農地の指導の対象者の人数であるということが載っております。ただ、この対象になっている指導対象者につきましては、農業委員会事務局のほうにおきまして利用意向調査が義務づけられておりますので、郵送にて意向調査を行っているところでございます。

次につきましては、促進事務に関する評価でございます。こちらにつきましては、認定農業者等に関することでございます。本年度も昨年度に引き続いて、認定農業者の認定の目標としては2経営態を目標としておりますが、なかなか目標を定めても実績がついてきていないのが現状でございます。

次に、担い手への農地の利用集積につきましては、この28年3月現在の累計としましては4.9ヘクタールでございます。27年度の単年度実績としましては、2.5ヘクタールの集積をしておりますので、目標より大きく上回って集積をしていただいております。

違反転用の項目でございます。違反転用につきましては、今年度については特段違反転用との確認がされていなかったもので、昨年度から引き続き農地パトロール等をよろしくお願ひし、違反転用の防止に努めていただきますようお願いいたします。

以上が、27年度の活動評価・点検評価でございます。

次のページにありますのが、28年度の達成状況に向けた活動の計画でございます。

最初の遊休農地につきましては、146ヘクタールのうち、昨年度末のデータでいくと15.7ヘクタールが遊休農地となっております。今年度の目標については、昨年度より1ヘクタール伸ばして2ヘクタールの遊休農地の解消を目指していきたいと考えております。

次に、担い手の促進事務のことでございます。認定農業者につきましては、昨年度に引き続き2経営態を目標に定めて、認定農業者の確保に努めてまいりたいと思っております。また、再来年度以降に農業委員会の改選をする上では、新たに農業委員の中には認定農業者が含まれる要件となっておりますので、その辺も含めて確保していきたいと考えております。

担い手への農地の利用集積につきましては、今年度の遊休農地の解消を2ヘクタールとしている関係上、2ヘクタールを利用集積としていきたいと考えており、目標をしております。

違反転用についての適正な対応としましては、今年度と変わらず日ごろの日常的な活動監視、違反転用の是正指導、農地パトロールの実施等をし、より監視をしていきたいと思っております。

以上でございますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

これについて、何か御質問・御意見ございませんか。

各委員 （「なし」の声あり）

議長 異議がないようですので、議案第18号も可決したいと思います。  
続きまして、報告第10号、農地法第3条の3第1項の規定による届出  
について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（門谷佳彦）

報告第10号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について。  
農地法第3条の3第1項の規定について農林水産省令で定めるところに  
より、別紙農地について届出があったので報告します。平成28年2月1  
7日提出。高野町農業委員会会長、柳葵。  
本件につきましては1件でございます。農林水産省令の定めるところに  
より、申請者より相続等による権利の取得をしたことによる届出があつた  
ので、事務局において受理書通知をしております。  
報告は以上でございます。

議長 ありがとうございます。  
これについて、何か御質問・御意見ございませんか。

各委員 （「なし」の声あり）

議長 異議がないようですので、報告第10号は以上とします。  
以上で予定していました議案がすべて終了しましたので農業委員会定例  
会を終わりたいと思いますので、ありがとうございます。

\*\*\*\*\*午前10時35分 閉会\*\*\*\*\*

この会議録は、高野町農業委員会事務局で作成したものであるが、その内容の正当なことを証するため、ここに署名する。

平成28年2月29日

会 長 \_\_\_\_\_

署名委員 1 番 \_\_\_\_\_

署名委員 10 番 \_\_\_\_\_

※署名については、別紙原本にて行っています。

※この議事録は公開用に作成している為、個人情報に配慮し公開しています。